

## 中川村保育料等徴収基準

### 1 2号認定（3歳以上児）の副食費負担額（令和元年10月1日適用）

世帯	年収360万円未満相当世帯		年収360万円以上相当世帯
	所得割額57,700円未満	所得割額77,100円以下	
一般世帯	0円	3,000円	3,000円
※以下に掲げる世帯	0円	0円	

※母子父子世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯、村長が認める世帯（要保護世帯）

※同一世帯に18歳以下の子どもが3人以上いる場合、第3子以降の副食費は無料とする。

### 2 3号認定（3歳未満児）の保育料利用者負担額（令和元年10月1日適用）

階層区分	定義	月額料金	
		3号認定（3歳未満児）保育料	
		保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円
第2階層	村民税非課税	0円	0円
第3階層	均等割のみ（所得割なし）世帯	17,000円	10,000円
第4階層	所得割額 48,600円未満	19,000円	12,000円
第5階層	所得割額 97,000円未満	23,000円	16,000円
第6階層	所得割額 130,000円未満	32,000円	25,000円
第7階層	所得割額 169,000円未満	33,000円	26,000円
第8階層	所得割額 240,000円未満	37,000円	30,000円
第9階層	所得割額 301,000円未満	39,000円	32,000円
第10階層	所得割額 397,000円未満	40,000円	33,000円
第11階層	所得割額 397,000円以上	42,000円	35,000円

### 3 その他の保育料徴収基準

- (1) 階層区分の認定に用いるその世帯の所得割等の額は、原則としてその児童の父母の合算額とする。但し、父母に十分な所得がなくその児童の扶養者・家計の主宰者が他の世帯員（祖父母等）になっている場合は、その者の税額等により認定する。
- (2) 保育料徴収基準による同一世帯から2人以上入所している場合は、その2人目の児童は半額、3人目以降は無料とする。
- (3) 第3階層から第5階層の一部（所得割額が77,100円以下）までで、次に掲げる世帯の第1子の保育料は半額又は6,000円のいずれか低い額とし、第2子以降は無料とする。  
母子父子世帯、在宅障がい児（者）がいる世帯、村長が認める世帯（要保護世帯）
- (4) 第3階層から第5階層の一部（所得割額が57,700円未満）までの世帯の保育料は以下のとおりとする。  
ア 小学1年生以上の子どもが1人いる場合は、最年長の児童の保育料は半額、その他の児童は無料とする。  
イ 小学1年生以上の子どもが2人以上いる場合は、その児童の保育料は無料とする。
- (5) 同一世帯に18歳以下の子どもが3人以上いる場合、第3子以降の保育料は(2)の規定に関わらず、入所児童の保育料は月額6,000円を上限に軽減する。

#### 長時間保育に係る保育料の額

（平成30年4月1日適用）

	世帯区分	利用時間	月額	利用5～9日まで	1回の利用
早朝	生活保護世帯	午前7時30分～8時まで	0円	0円	0円
	母子及び父子世帯	午前7時30分～8時まで	1,000円	500円	200円
	上記以外の世帯	午前7時30分～8時まで	2,000円	1,000円	200円
夕方	生活保護世帯	午後4時～5時30分まで	0円	0円	0円
		午後4時～6時30分まで	0円	0円	0円
		午後0時～4時まで （土曜希望保育）	—	—	0円
	母子及び父子世帯	午後4時～5時30分まで	2,500円	1,300円	500円
		午後4時～6時30分まで	3,500円	1,800円	700円
		午後0時～4時まで （土曜希望保育）	—	—	700円
	上記以外の世帯	午後4時～5時30分まで	5,000円	2,500円	500円
		午後4時～6時30分まで	7,000円	3,500円	700円
		午後0時～4時まで （土曜希望保育）	—	—	700円